

鳥取県告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
大山町	大山町国民健康保険 大山診療所	西伯郡大山町今在家 475	平成23年3月9日	介護予防短期入所 療養介護